主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

所論は違憲をいうが、その実質は所論の弁論再開申請を容れなかつた原審の措置 の違法をいうに帰する。ところで、一旦終結した弁論を再開するかどうかは当該裁 判所の自由裁量により決し得るところであるから、所論の再開申請を採用しなかつ た原審の措置を目して違法というを得ない。それ故所論は採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

郎	八	田	藤	裁判長裁判官
克		田	池	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官